

# 県央家保だより ~めん山羊等飼養者のみなさまへ~

TSE の検査について

平成 27 年 1 月 26 日発行

## ひつじ・ヤギ、鹿も伝達性海綿状脳症（TSE）の検査が必要です！

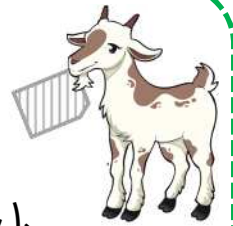
家畜伝染病予防法に基づく伝達性海綿状脳症検査対応マニュアルにより、めん山羊及びしかも、伝達性海綿状脳症を疑う症状（特定臨床症状）がある場合には届出を行い、また検査を受ける必要があります。

こんな症状が見られたら、すぐに家畜保健衛生所までお知らせください。

### めん山羊では...

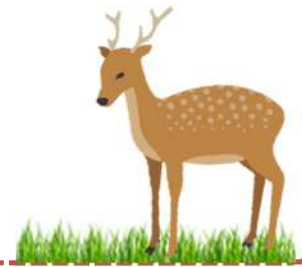


いつになくカユがり毛が抜ける、  
ポーっとしている、  
腰や足に麻痺がある、足がもつれて上手く歩けない、  
大きなケガもしていないのに立ち上がれない...



### 鹿では...

体重が減ってきた、ポーっとしている、歯ぎしりをする  
耳が垂れてきた、ずっと頭を下げている、  
ヨダレが増えた、やたらと水を飲みたがり尿量が増えた、  
飲み込みづらそうだ、  
つまづいて上手く歩けない、震えている...



牛だけじゃ  
ないよ！



万が一、12 か月齢以上のめん羊、山羊、鹿が死亡した場合には、症状の有無にかかわらず TSE の検査を受ける必要があります。

（検体の採材等は家保で実施します。**検査は無料**です）

検査対象の月齢については国内での発生状況等により、今後、変更になる可能性があります。その場合はまたお知らせします。

かかりつけの獣医さん又は  
県央家畜保健衛生所までお知らせください！

栃木県県央家畜保健衛生所

宇都宮市平出工業団地 6-8

電話 028-689-1200

FAX 028-689-1279